資料3 グループ討論

火山防災協議会等連絡・連携会議 (第1回)

平成 24 年 12 月 19 日 (水)

テーマ1A 火山防災協議会の設置に関して

フ	テーマ1A 火山防災協議会の設置に関して				
	火山防災協議会の設置を進めるために、現在、 取り組んでいることは何ですか	のような要因があると考えますか。	左記の要因を解消し、火山防災協議会の設置 を進めるためには、誰がどのような取組をする 必要があると考えますか。		
1	・砂防国道事務所が中心となり、火山を跨ぐ複数県の砂防担当部局、関係市町村、気象台で「火山減災行動連絡会」を設置し、「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の詳細検討や減災行動等の検討を行っている。	・国の直轄エリアになっていないため、またがっている2つの県で、それぞれに火山防災協議会が設置されている。 ・両県共同による火山防災協議会の設置が必要であるが、県の危機管理防災部局と関係市町村の理解が足りない。	・国が中心となって火山噴火時の対応等を検討することにより、県、市町村の役割などが明確になり、火山防災協議会の設置の必要性を感じてくる。 ・内閣府が指導することにより、県の危機管理部局が中心となって火山防災協議会が設置がすすむと考える。		
2	「火山噴火緊急減災対策砂防計画書」のとりまとめを行っているところ。その中に記載されている「顔の見える関係」の構築にあり、火山防災協議会(未設置)を活用したいと考えている。				
3	各機関相互の情報共有や検討作業の進捗状況の確認を行っている。	マンパワーの不足が要因ではないかと考える。 (各組織部署とも、火山防災についての選任ではないと思う)	事務局(県)等の役割が重要。		
4	地方気象台から噴火警戒レベル導入についての打診があり、スケジュールも含めて検討しているところ。また、砂防部局(県河川砂防課及び地方整備局河川国道事務所)では、3箇年で火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する予定であり、今年度から調査を開始している。これらの検討と合わせ、火山防災協議会等の設置についても検討する予定。	・現在、火山活動が静穏状態にあり、火山防災に対する意識が低下している。 ・近年の災害発生状況を踏まえると、地震・津波や風水害対策など、火山防災より優先して取り組むべき対策があると考える。	国による住民向けの火山防災に関する啓発活動		
5	○ 組織(県)として能動的に取り組んでいることは特にない。受動的な取組としては、・「緊急減災対策砂防計画検討委員会」(地方整備局)への委員としての参加 ○ 個人的には、対象火山における過去の大地震や火山活動との相関性についての知見(データ・論文等)の収集。	わるような災害ではない(=前兆現象が起こってからでも遅くない)と認識されている。	まずは、関係自治体・防災機関・住民の間で、 危機意識を共有することが必要がある。東日本大震災を経験した現在、大地震と火山活動との時期的な相関性・因果関係等について、人入科学(歴史学)、自然科学(火山学)の両面かがが見を整理した上で、国としての一定の見解がされると、取組みやすいと考える。現状では、風評レベル・週刊誌レベルの議論のであるが、これが公式の会見レベル・新聞報道のレベルになると、住民等の意識も変わってくると思われる。例えば、今後数百年、全く危険性がないと言い切れる場合を除き、少しでも因果関係・危険性があると認められれば、東日本大震災での教確率の災害も、実際に発生し得る。)から、住民等の気強さいとされている災害のもと意識されている場合を除き、少しでも因果関係・危険性があると認められれば、東日本大震災での教確率の災害も、実際に発生し得るものと意識されるより、防災意識も高まり、その後の火山防災協議会の設立への動きも、より円滑になると思われる。		
6	地方気象台が噴火警戒レベルの導入を目指している。 平成25年度に、火山防災協議会の設立に向けた準備を行うこととしている。	本県は災害が少なく、防災に関する気運がなかなか盛り上がらない。火山についても、関係市町村から火山防災協議会の設置を求める声は寄せられていない。また、県内にあるいずれの火山もすべて県境にあり、隣接県との調整が課題になることも一因にある。	取組の中心になるのは都道府県の防災担当者 であるが、実務的には砂防担当や気象台の役 割が大きい。		
7	・気象庁、気象台などの専門機関との打合せ ・庁内における事前調整(砂防部局、警察機関 等) ・関係町村への情報提供(説明会の開催、国主 催の関係会議についての情報提供等)	・関係町村が離島であるため、集まって打合せをする機会も少なく、「顔が見える関係」の構築が困難・人員不足(他業務の間隙を縫って、2名で対応しているという厳しい状況)・地震や津波など、火山より優先すべき対策や課題がある。・火山防災協議会の目的でもある「共同検討体制」の理念は理解できるが、実務を進めるにあり、もう少しブレイクダウンさせた最低限の役割分担などを明確にする必要がある。現状では、その役割分担が不明瞭になっていることが要因にある。・上記に関連して、噴火シナリオや火山ハザードマップをどこが主体となって作成するのか、と自治体の砂防部局のいずれが作るのかなと、その仕切りや役割分担が不明確で、再整理が必要。	・火山防災は、火山を有する地域固有の問題ではなく、全国的に進めるべき取組であるため、必然的に国が主導して行う分野である。・火山防災協議会未設置の都道府県にとっては、協議会の設置・運営は新規事業になる。そのため、人的・物的・経済的な国の支援が必山へがある。例えば、①国は、噴火シナリオや火山、防災をすすめると(国からの)支援が受けられるような制度を設けること。・国土交通省は、リアルタイムハザードマップを作成しているが、その対象火山は、あり、と連携しているのが現まである。以気気庁と連携して、同マップのシステムや操作のノウハウを都道府県に提供すること。		

1

			+司 6 亜田 + 柳 201 - 1.1.15 - 201 - 20
	火山防災協議会の設置を進めるために、現在、 取り組んでいることは何ですか	火山防災協議会の設置が進まないのには、ど のような要因があると考えますか。	左記の要因を解消し、火山防災協議会の設置を進めるためには、誰がどのような取組をする必要があると考えますか。
8			火山防災協議会の位置づけを明確にするととも に、関係機関が定期的に会議、研修会等を開 催し進めていくことがよいと考える。
9	・協議会の組織(協議会・コアグループ・ワーキンググループ) や構成員等の間での事前調整作業 ・協議会に関する開催準備(議事内容等の調整・依頼) ・今後の協議会の進め方に関する検討及び調整	・特に複数の都道府県が関係する火山の場合、 関係機関の調整が課題になる。 ・既往の各種組織や、そこでの検討内容との調整 ・火山防災協議会の設置・運営に関するノウハウが無い。 ・自治体側には、協議会運営に必要となるリソース(ヒト・カネ・情報)が不足している。	・本会議のように、国(内閣府・気象庁等)からの協議会に関する情報、設置運営に関するノウハウの提供と関係機関における情報共有が重要。 ・都道府県の防災部局が事務局となり、協議会の前身となるコアメンバーによる準備会議の開催(相互に顔の見える関係づくり、方向性の共有) ・地域防災計画への火山防災協議会の位置づけ(県におけるリソース確保のために)・先進的な火山防災協議会へのオブザーバー参加(ノウハウの習得)・気象庁・地方気象台の積極的な関与・支援
10	火山防災協議会の設立に向けて、関係機関と の調整を行っている。	これまで、砂防部局による火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会と、気象台が主体となって噴火警戒レベル等の検討を行ってきた火山防災連絡会のそれぞれで、対象となる火山についての検討をすすめてきた。	
11	県では、火山における火山ガス自噴に伴う安全対策に関し、環境省、県、町、関係団体等から構成する「地区安全対策連絡協議会」が設置されており、同協議会の専門委員会より、近年、火山の噴気活動の活発化が見られる(噴気温度の上昇、亜硫酸ガスの濃度上昇等)とのことである。そこで、対象地区における安全対策や観光客、登山客の避難誘導計画の必要性について、同協議会に提言されている。この提言を受け、同協議会や県においては、今後、火山防災協議会の設置等の検討を含め同地区の火山対策について、火山活動状況や国、他県の動向等も見ながら検討することとしている。	今後、協議会設置を含め火山対策について検討をすすめることとしている。	今後、国、県、町、関係団体等により協議を進 める必要があると考えている。
12	現在、協議会の設置に向け、関係機関と協議を 進めている。	協議会の平常時及び噴火時における役割など が明確になっていない。	国において、今回の火山防災連携会議のように、他の火山の取組について情報交換ができる場を設けてももらいたい。
13	ついて、県、気象庁、気象台及び市での協議、 及び隣県との合同の打合せを行ってきたが、協 議会の会長について、県と市、気象庁及び気象 台との意見が相違しており、県が示した協議会 を年内に設置する流れが中断している。	防災基本計画において、火山防災協議会の位置づけが明確になったことや、東日本大震災クラスの災害を考えると、市町村ではなく、県が会長(主導的立場)として協議会を運営する必要がある。このことは、気象庁・気象台及び市の認識になっているが、一方、県では、「災対法に基づき避難勧告指示は市町村行うものである」、「防災基本計画に県が会長と示されていない」、「これまでの他の協議会の会長は主に市町村長がなっている」、「事務局は県が行うが、会長は市長で」などと、互いの認識に相違がある。	火山防災協議会については原点に戻り、次の順で取組むことが必要だと考える。 ①国が、「防災基本計画において火山防災協議会が明確に位置付けされた経緯」、「その見直しに関する各委員から意見」、「東日本大震災を踏まえた国、県の役割」を明確する。 ②国が、火山専門家の意見を聞き、噴火シナリオを公表し、少しでも影響のある県及び市町村に対して説明を行う。 ③関係する県が事務局となり、協議会設置についての準備会を設け協議を進める。
144	・平成23年12月の防災基本計画の改訂と関係する県の地域防災計画に基づき、県内の関係市町村並びに関係機関の連携を確立し、平常時から、噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進する。併せて、地域住民等の防災意識の向上を目的として、火山防災対策協議会を設置した。・設置にあたり、火山防災対策構築の流れを整理するとともに、関係機関への呼びかけや意見交換会を実施し、協議会の要綱や構成、事業計画を作成した。		・複数の県にまたがる火山の場合、県が旗振り役となり、市町村、関係機関に設置の呼びかけを行う。
15	担当者レベルでの会議の開催	協議会による活動内容がマンネリ化してしまう。	事務局だけでなく構成機関・団体からの意見も 取り入れ、活動方針を策定し、火山協議会とし て効果的・効率的な運営を行う必要がある。

			大司の西田大切沙」 ルルサベカギ人へも 田田
	取り組んでいることは何ですか	火山防災協議会の設置が進まないのには、ど のような要因があると考えますか。	左記の要因を解消し、火山防災協議会の設置 を進めるためには、誰がどのような取組をする 必要があると考えますか。
16	火山防災協議会の設置に向けて、県消防防災課と地方気象台との共催で、関係する2つ県、関係機関を集めて計2回の勉強会を開催した。(1回目は、警察・消防・自衛隊を含んでの開催。2回目は、コアグループ(県の防災担当課・砂防担当課、地元市町村の防災担当課、砂防事務所、気象庁・地方気象台、専門家)のみでの開催。) ※平成25年3月前後に第3回目の勉強会を予定。	火山災害については、地震災害・風水害等に比べて現実感が乏しく、喫緊の課題としての認識が希薄である。そのため火山防災の優先順位がどうしても低くなってしまう。このことが要因になっている	議を設け、火山災害についての意識を高めていくとともに、顔の見える関係を構築していくことが
17		設置が進まない要因として、 ①取組 ②準備 ③構成市町村 ④理事者の決断 ⑤負担金	協議会設置の必要性を十分認識している中で、 誰かが(どこかが)中心になり、広域的な協議や 取組をすすめる。
18		発生頻度が低い火山災害の場合、防災意識よりも風評被害への影響を警戒する方が強いため。	国が関係自治体に対して設置の必要性を説明する。 先進的に取組んでいる自治体がアドバイザーを 派遣する。
19		火山活動等に大きな変化がないと協議会が開催されないという傾向にある。また、人事異動等で担当者間の連携がなくなることも要因として考えられる。	火山活動に大きな変化がない場合でも、気象台等から火山観測情報の報告を受けるなど、各機関で情報を共有する体制や取組が必要ではないか。火山噴火予知連絡会が年3回開催されることから、予知連開催後にその報告を兼ねて定期的に協議会を開催することができないかと考える。
20	県にある2つの火山が47火山に指定され、1つは、すでに火山防災協議会が設置されている。もう一つの火山に関しては、まず、山を良く知る事と、防災関係機関の顔合わせが重要と考え、県の防災担当者と気象台が情報を共有し、主導的な立場で勉強会を行っている。	噴火の際にはそれぞれの立場で防災に携わらなければならない事をよく理解し、互いに情報 共有しながら協議会の設置を進めて行かなければならない。しかし、実際には、それぞれの機関で火山防災に対しての考え方(関係者であるという認識) や熱意に差がある。	
21	火山にまたがる両県の自治体担当者や火山専門家に、気象台が火山防災協議会の設立に向けての働きかけを行い、設立準備段階までこぎつけている。	大前提となる。続いて山麓の居住地域が対象と	都道府県と関係市町村、国交省砂防部局、気象庁、火山専門家の緊密な連携が必要。影響範囲内の公共交通機関、観光関連業界団体、自治会に理解を得るための防災意識の啓発も重要。
22		・予算確保の問題。・担当者の業務多忙。	協議会設置の必要性について関係機関で共有 することが大事。
233	火山防災協議会の規約、構成員は概ね固まったが、会長人事(県が務めるべきか、市町村が務めるべきか)が難航している。	県が会長を務めることが、協議会の運営や噴火時の応急対応にはより良いと考えるが、共通認識を得るための最低限のコアグループ内での議論がない。県に、まだそこまでの認識が不足していることが主要因と思われる。	既存の協議会会長には、市町村長が多いが、 市町村長は、多数の県が係わる火山防災の総 合調整は難しく、また、噴火時には目先の緊急 対応に追われ、俯瞰的な総合調整がさらに難し くなる。昨年の防災基本計画(火山災害対等 編)改訂では、「県は協議会を設置するよう努難 計画策定の手引き」では、「県が協議会を通じ て市町村の防災対応の総合調整を行うなどの 災害対策を実施することが望ましい」とされてい る。以上から、県が会長を務めることが、協議会 の運営や噴火時の応急対応にはより良いと考 えるが、これらの見解や検討の経緯を、消防庁 からも県へ説明していただきたい。

テーマ1B 火山防災協議会の継続的な運営に関して

	人 人口 人口的父顺成五000		+=1 o== ## + ## == ##
	設置した火山防災協議会の継続的な運営のために、現在、取り組んでいることは何ですか。	設置した火山防災協議会の継続的な運営に向けて、どのような課題があると考えますか。	左記の課題を解消し、設置した火山防災協議 会の継続的な運営を行っていくためには、誰が どのような取組をする必要があると考えます か。
1	①火山防災会議協議会担当課長・参事・担当者会議 ②これまで継続してきた事業の継承、 市町相互間計画の見直し、へリ調査、防災講演会、降灰調査・実働訓練など ③管区気象台、海洋気象台、学識者等との連携強化	短期的には、協議会の継続的運営に支障となる大きな課題はない。 しかし、長期的には、国立大学の法人化に伴って、火山噴火予知計画で設置された研究観測を実施している組織の維持が保証されるとは限らない。また、火山学の基礎研究を実施する大学に所属する専門委員については、研究者の都合によって専門委員を続けることができなくなることもあり得る。加えて、防災に携わる自治体職員の配置換えによる交代も課題となっている。	火山防災協議会に限らず、その運営においては各火山で継続的に観測研究を実施し、各火山に精通した組織・機関に所属する研究者および気象庁職員の関与が必要である。これによって、担当する研究者および職員の交代があっても、協議よの運営は維持できる。個し、国や大学の研究機関および大きなと組織による火山観測研究体制が十分に整備されている火山は少なく、今後も一層の観測研究設備の整備ならびに
2	県において火山防災協議会を設置しているが、 砂防部門がメンバーに入っていない。現在は、 国土交通省の減災対策事業において委員とし て参画している。	火山は県境をまたいでいる。国土交通省の砂防事務所が中心となって活動しているところもあるが、火山によっては、2つの県で別々に協議会が存在しているところもある。	火山防災では、砂防部局は事前の観測、事後では減災対策等を実施することになる。いざ噴火した場合は、防災部局による避難対応、道路管理者による交通規制などが中心的な活動になる。それぞれ役割が違うため、より上位機関が中心となって、全体を調整し協議会の運営をおしすすめていくしかないと思われる。
3		① 災害時に効果を発揮し得る「顔の見える関係」の更なる強化 ② 県民等からの理解、協力を獲得するために、「協議会の位置づけ」「平常時・噴火時の役割」等についての周知を図る。 ③ 運営に関与してきた担当者の人事異動等による取組の一時的な停滞を解消するための体制強化	①事務局である各県が、「市町村の意見のとりまとめ」「市町村への効果的な支援・協力」を行うなど、緊密な連携を継続していくことが必要。また、参加各機関の危機感、取組における課題などについて、共通認識を醸成していくことも重要。 ② 市町村を通じた積極的な情報発信はもとより、協議会として明確な目標を定め、長期的な事業計画に基づく取組により、確実なステージアップを図り、活動への理解を深めてもらうことが重要。 ③ 協議会内の作業分担、役割分担の細分化・明確化により、課題に対して、協議会組織全体としての体制強化を図る。また、国の機関、有識者からの積極的な助言と、これを取組に確実に反映させていくことも重要。さらに、協議会の意思決定の場としての会議の位置づけを明確にすることも必要。
4		多くの協議会で火山防災に関するノウハウが蓄積されていないため、具体的にどのような活動を行ったらよいか、手探りで検討しなくてはならないのが現状である。	・国には、積極的な支援(協議会やコアグループへの助言、相談窓口の設置、協議会相互の橋渡しの役割等)をお願いしたい。 ・また、全国の協議会の活動から得られたノウハウを共有する仕組みが必要と考える。
5	 ・活動方針の策定(協議会で承認事項) (火山防災マップの作成、防災訓練の計画・実施、火山防災教育の支援、協議会開催を毎年1回開催) ・事務局打合せ、両県合同幹事会等を定期的に開催 (「顔の見える関係」を継続的に維持) 	 協議会としての予算確保 (協議会運営費、ホームドクターへの報償費、防 災マップ作成、防災訓練費など) 	・国からの財政的支援 ・火山によっては県をまたがる取組となるため、 両県が主体性をもち協議会運営を行うべきと考える
6			協議会の位置づけと関係機関の役割分担等を 明確にするとともに、主管機関が定期的に協議 し、また研修会等を開催し意識向上を図ってい く必要があると思う。

		設置した火山防災協議会の継続的な運営に向けて、どのような課題があると考えますか。	左記の課題を解消し、設置した火山防災協議会の継続的な運営を行っていくためには、誰が どのような取組をする必要があると考えますか。
7	・計画に関すること ①防災対策等の情報交換 ②広域避難計画の策定 ③避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する 検討及び関係市町村への助言 ④関係県及び関係市町村の地域防災計画の 見直し及び修正 ⑤大規模災害時の非常現地災害対策本部 ・訓練に関すること ⑥防災訓練等の活動 ・啓発に関すること ⑦火山災害に関する専門的な研修の実施 ⑧防災意識向上のための啓発活動	・会議を定期的に開催するなど、担当者が異動しても継続して運営できるような体制づくり	事務局や構成メンバーが事業に対して主体的に取組むこと。
8	・定期的な協議会及び委員会の開催・火山防災講演会の開催・情報伝達訓練の実施	協議会及び委員会の構成員における継続した情報共有	関係機関がインターネット上で所有、公開している情報をリンク集として集約し機関相互で共有を図る。 (※上記については、国・県で進めている減災対策砂防計画検討委員会で検討を進めている。)
9	①火山防災会議協議会担当課長・参事・担当者会議 ②これまで継続してきた事業の継承、 市町相互間計画の見直し、へリ調査、防災講演会、降灰調査・実働訓練など ③管区気象台、海洋気象台、学識者等との連携強化	①協議会活動を継続的に進めていくため、構成 市町間の考え方や認識の統一 ②負担金について ③事務局の事務負担軽減	①構成市町による協議・検討 ②さらなる広域的な取組促進
10		コア会議が設置されていない。 同じような会議が多く、整理が必要。	・県主導の火山防災協議会への移行及びコア会議の設置 ・火山学者への参加の働きかけ ・定期的にコア会議を開催するための予算措置。

テーマ2 具体的で実践的な避難計画の策定

<u>フ</u>	テーマ2 具体的で実践的な避難計画の策定			
	具体的で実践的な避難計画の策定を進めるために、現在、取り組んでいることは何ですか。	具体的で実践的な避難計画の策定が進まない のには、どのような要因があると考えますか。	左記の要因を解消し、具体的で実践的な避難 計画の策定を進めるためには、誰がどのような 取組をする必要があると考えますか。	
1	火山噴火緊急減災対策砂防計画の検討に着 手している。 具体的で実践的な避難計画の策定は、上記計 画策定後に市町村が策定予定。	活発な火山活動が見られない火山では、行政 や住民の火山防災に対する緊迫した意識が欠 如している。	気象庁・大学等の機関が、(数値等を用いて)火山がいつ噴火してもおかしくないという状況を住民に示す必要がある。	
3	避難対象地域を確定するための作業を行って いる。	"机上の避難計画"なら、比較的速やかに作成できると考える。 しかし、短時間に多くの住民を避難させるには、 "手段"の確保や受入先の調整も短時間で行わなければならず、関係機関との調整が必要になる。この調整に時間を要するため、作業が進まないと考える。	自治体でできない作業(関係機関との調整等) については、火山防災協議会で解決していく必 要がある。	
4	国の直轄事務所が主体となり、関係機関合同で防災訓練を実施したり、火山防災協議会の中で情報共有を行っている。	地域住民が、観光地・別荘地としてのイメージダウンを懸念するため、避難計画の策定が進まない。	者が住民に対し、当該火山の特性に応じた啓 発・広報活動を継続的に実施することが必要で ある。	
5	火山防災協議会を定期的に開催し、火山活動 の情報共有や、各関係機関からの情報提供を 実施。	・火山活動に特段の変化がないため、火山周辺 市町村の住民の危機意識が低いこと。 ・周辺市町村における防災担当者の人員不足。	・具体的で実践的な火山防災訓練(避難訓練を含む)の実施(県、市町村)・自主防災組織の育成、強化(県、市町村)・火山防災対策についての情報交換、共有(県、市町村、防災関係機関)	
6	・避難の必要が生じる融雪型火山泥流に対する 防災対応について、火山防災協議会において 「申し合わせ書」を作成したところ。今後、本申し 合わせ書をベースに、具体的で実践的な避難 計画の策定を進めるところ。 ・大規模噴火への対策について検討を始めたと ころ。	対策だけをやっているわけではないためやむを得ない面もある)。 ・避難対象者(特に災害時要援護者や避難誘導者)の把握(指定)が困難。 ・<個人的に>地域防災計画の位置づけがよくわからない。火山防災協議会として策定するのか、協議会で共同検討した内容をもとに各市町村が策定するのか。 (個々の避難所や避難対象者リスト等の具体的な内容は各市町村が把握)	各市町村の防災担当者が必要性を再認識するとともに、国・地方公共団体・火山専門家を含めた火山防災協議会として連携して取り組む必要がある。	
7	警察署としては、具体的で実践的な避難計画の 策定を進めるために、警察署代替施設の選定 に取り組んでいる。	・関係機関の調整に時間を要すること。 ・役所等の人事異動により「顔の見える関係」が リセットされてしまうこと。	避難計画策定の先進的な取組を行っている火 山地域での成功事例を学び、早期合意形成の 道筋をつけていく取組も必要と考える。	
8	火山防災協議会に、国・県・市町村の防災担当 者レベルの検討会を立ち上げ検討を進め始め たところ。	各自治体で温度差があること、火山災害に対する危機意識が低いこと、また、どのような方法で取組を進めていけば良いのか分からないことだと考えます。	国・県・市町村が共通認識を持つことが重要だ	
9	計画を策定する上で参考となる資料(例:火山現 象やその影響範囲、時期等)について、火山噴	国・県・市町村の役割分担が明確ではない。 また、県別に火山防災協議会が立ち上がっており、両県を跨がる協議会となっていないため、実際に火山噴火が発生した場合にうまく連携して避難行動がとれるかどうか未知数。	心となって、具体的で実践的な避難計画を策定	
10		・どのような現象を噴火シナリオとしたら良いかわからないこと。 ・噴火の規模により、どのくらいの被害が出るのか分かりづらいこと。	県・周辺町村が連携・協力しながら取り組む。	
11	想定される噴火シナリオを基に、噴火警戒レベルごとの減災基本図の作成、情報共有と早急な避難体制の検討	避難計画の具体的な策定方法が分からない。 また、噴火という特殊な災害について、専門知 識に欠けている。	噴火は広域に及ぶため、県をコアとした国、市町村、関係する機関、火山専門家等で構成する 火山防災協議会において共通の避難計画を作成し、その上で、市町村ごとに実情に応じた実施計画を作成する。	
12	関係機関との情報交換。	被害想定をどのようにするかなど、専門知識が必要。	関係機関で構成するワーキンググループによる 検討。	
13			組織体力に余裕が出るか、最優先課題にならない限りは取組が進まないと考える。	
14			実際に災害のあった地域の避難状況等の資料 の作成	
	•	•		

	具体的で実践的な避難計画の策定を進めるために、現在、取り組んでいることは何ですか。	具体的で実践的な避難計画の策定が進まない のには、どのような要因があると考えますか。	左記の要因を解消し、具体的で実践的な避難 計画の策定を進めるためには、誰がどのような 取組をする必要があると考えますか。
15	・市町村では、実際に火山が噴火した場合を想定した避難訓練を実施し、避難計画の策定に役立てている。 ・市町村だけでなく、関係機関が市町村の避難計画策定に共通認識を持って協力できるよう、噴火時等において市町村に助言する機関(学識者・気象台・県・市町村)の間での顔の見える関係を意識した火山防災協議会の体制構築をすすめている。	 ・市町村の人員、技術不足(策定手順や、どのようなものを作れば良いのかわからない。) ・市町村に対する各機関の支援体制が整っていない。 ・関係機関において、実際に火山が噴火した際の対応を想定できるイメージの共有不足。 	・国から「避難計画策定の手引」が出されているが、他県において策定された避難計画等の事例紹介。 ・関係機関合同での避難訓練等の実施。
16		現在、火山防災協議会が設置されていないた め。	国による具体的な被害想定が必要。
17		・火山災害は、他の災害と比べ、発生頻度が低く、発生時期も不特定であること(地震のような周期性に基づく発生確率が示されていない)から、自治体内における取組の優先度が高くない。 ・火山防災の必要性に対する住民の関心の低さ。	の必要性について共通認識を持った上で、目標 年次を定めて取組む必要があると考える。 ・国においては、避難計画の策定、実施のため の財源確保を図っていただく必要があると考え
18	避難計画をベースに進めている。	火山防災担当として、住民の命を守る当事者意 識が稀薄であるため。 (火山は噴火するスパンが長いことから、災害 がすぐ起きると思っていない)	構成メンバーが避難計画を作成。 納得がいくまで話し合って合意形成する。
19	避難計画の策定に必要な情報を収集しているところ。	実際に火山災害を経験した職員がおらず、知識 や具体的なイメージを有していないため。	火山防災協議会が中心となった関係団体の連携強化。
200	1 県で作成した避難計画基本モデルに基づき、下記事項を検討 (1)噴火警戒レベル等に応じた市の体制(警戒体制から災害対策本部への移行、対応の骨子) (2)想定を溶岩流とし、噴火警戒レベル等に応じた避難対象町内会のリスト、避難経路、市内の避難先(市内の避難所収容能力含む)、市外に広域避難を余儀なくされる避難者数の把握。また道路規制する箇所の一案を作成2 他の市町村との合同対策本部のあり方を検討 (1)組織(2)情報の流れ(3)火山専門家等との関係	・県、市町村に、噴火の脅威に関する共通認識が無いこと ・リーダーシップをとる人材がいないこと	1. リーダーシップを発揮できる人材が活躍できる環境醸成。すなわち火山防災協議会の設置2. 作成のための年間スケジュール(いつまでに、何を、どの程度等まで検討するか)の作成・提示
21	避難計画は市町村が主体となって策定すべきものであるため、各自治体が充分な検討をするためのデータ(火山現象やその影響範囲、時期等)についての基礎資料の作成及び関係機関への情報提供を行っている。	役割分担が明確になっていない。 (例:いつのタイミング(火山現象)で誰が何を すべきか等が理解できていない←火山現象を 経験していない事から具体のイメージがつかめ ない、影響範囲が広い、対応期間が読めない 等々)	実践(噴火)時に現場をコントロールする必要がある機関がイニシアティブを取って、関係機関と 役割分担について調整していく必要がある。
22	現在、火山防災対策協議会において広域避難 計画の策定を進めており、避難対象者の把握、 避難対象範囲の設定等について、作業を実施 している。	避難対象範囲の確定に不確定な要素が多いこと。また、避難対象範囲を特定しても、避難対象 者が過大であり、輸送、避難先について、収容 人数や、現在の道路事情などから、有効な手段 を決めづらい点がある。	
23	認識の統一 2. 上記協議会が推進する、「広域避難計画」の 策定		動が不可欠(首長への状況報告、住民への理
24	隣保境界の地図への落とし込み 隣保ごとの集合場所の選定	広域避難をどのように考えたら良いのかわから ない	遠方の市町村への避難も十分に考えられる が、火山周辺市町村でしか議論する機会が無 いので、県がリーダーとなって調整してもらいた い。
26	火山防災対策協議会による連携、協議 ライン、ゾーンにより区分した避難対象区 域の設定 ライン、ゾーンにより区分された避難人口 の把握 避難場所、避難ルートの設定	降灰や融雪型火山泥流など広範囲にわたる 火山現象、また、溶岩流だけを考えた場合 においても、避難者を収容できる安全な避 難場所が足りないことが、避難計画の策定 の妨げとなっている。	県主導のもと、市域、県域を超えた広域的な連携を進める。 市は、市民が実際に避難行動ができるような、 わかりやすく、かつ実践に即した計画の策定に 努める。

of of of of of of of of of of	具体的で実践的な避難計画の策定を進めるために、現在、取り組んでいることは何ですか。 ・共同検討の場としての火山防災協議会等の立ち上げ・運用 ・噴火シナリオやハザードマップの作成、 貫火警戒レベルの提供に向けた共同検討 ・イメージ共有、モデルケース検討として の図上演習等の実施	・低頻度災害であることにより火山防災が	・災害イメージ、災害リスクの提示
--	---	---------------------	------------------

テーマ3A 火山防災担当者の火山防災意識の向上

	ァーマ3A 火山防災担当者の火山防災意識の向上			
	/こ&기〜、現仕、取り組んでいることは何ですか。 	火山防災担当者の火山防災意識の向上が進まないのには、どのような要因があると考えますか。	防災意識の向上を進めるためには、誰がどの ような取組をする必要があると考えますか。	
1	噴火の歴史を知ってもらう機会として、学識者を 講師として、住民等を対象にした少人数講座を 開設し、現地学習及び講演会の開催により、噴 火による災害がどのようなものか理解してもらう 場を設けている。	おり、小学生も噴火現象を体験していた。 しかし、近年では、噴火もなく静穏な状況から、	噴火現象がどのようなものかを知ってもらう機会として、小学校高学年~中学生を対象に、地元気象台職員による出前講座の利用が可能である。 このような講座をみんなが活用できるよう、防災担当者が住民との橋渡し役となることが期待される。	
2	火山防災協議会や、担当者による作業チーム 等に出席し、火山防災に対する検討を行った り、火山専門家・火山防災エキスパートの講演 を聞いたりすることで、火山防災意識の向上を 図っている。	居住地域に影響が及ぶ噴火が発生しておらず、火山対策を検討する上で防災対応をイメージしにくいことが要因と考える。	市町村においては、噴火を想定した防災訓練の実施等が考えられる。 また、国又は県の企画により、火山防災担当者 を対象とした学習会を開催するのも良いと考え る。	
3		地震と同様に、噴火の発生時期が特定できないため、住民も含め。火山防災に対する意識が 薄れがちになる。	関係機関と連携し、住民を含めた火山防災訓練を定期的に実施したり、講演会を実施したりすることが有効だと考える。	
4		数百年にわたり噴火が発生していないという史 実が、火山防災意識の向上を妨げている。	このような地域では、火山噴火に対する知識に 乏しいため、まずは火山専門家等を招き、火山 活動全般について知見を得ることが必要である と考える。	
5	・火山防災協議会において、広域避難計画や合同訓練の実施について検討している。 ・国土交通省砂防事務所主催の「火山防災対策演習(図上訓練)」に、毎年参加している。 ・「火山噴火緊急減災砂防計画」の公表に向け砂防事務所と連携を図っている。	近年、噴火活動による被害が発生していないため、具体的な被害をイメージできないことが要因と考える。	火山専門家の意見や他の火山での取組事例を参考にすることが必要である。 また、「火山噴火緊急減災対策砂防計画」が円滑に運用されるよう、防災訓練等に取り組むことも重要である。	
	火山対策行動マニュアルを策定し社員を教育し ている。	火山災害に関する知識不足が要因と考える。	火山災害に関する知識の習得が必要である。	
7	既往の噴火災害に関する資料の整理及び課題 等の抽出を行っている。	・人事異動で担当者が代わることが問題である。 ・また、火山防災業務を担当する人数が少ないため、引継ぎの面でも問題がある。	組織的な危機管理部門の充実が必要である。 専門職を設け、専門知識を習得させる必要がある。	
8	火山防災協議会の会議に出席し、情報提供を行っている。			
	・火山防災協議会などで、火山専門家の意見を 聞いている。 ・県・近隣市町村と協力し、避難計画を作成して いるところである。	・噴火を経験した者がいないため、噴火に対するイメージがつかめない。 ・人事異動で担当者が代わることが問題である。	・防災担当者だけでなく地域全体が噴火に関心を持ち、講演会などで知識を深めることが重要。 ・噴火を経験したことのある地域と交流を深め、意見交換を行う。	
10	噴火及び防災対応に関する勉強会を実施している。	・火山噴火を経験したことの無い職員が多く、危機意識が低い。 ・前回の噴火が比較的小規模な噴火であり、被害がなかったことから、危機意識が低い。 ・自治体等においては、予算措置等の問題もあり、「火山防災について検討する余裕がない」との声もある。(他の災害と比べて優先順位が低い)	・国が先導して被災地の現状を見る機会を設け	
11	・火山防災協議会において現地勉強会を実施している。 ・火山活動の状況について関係者が情報共有することにより、顔の見える関係構築を図っている。 ・火山噴火総合防災訓練や市町合同防災訓練などを、不定期に実施している。	であり、広域対応の必要性を認識しにくい。 ・防災担当者は数年で異動する。経験、ノウハ	・火山防災協議会で防災訓練や現地学習などの事業を継続する。 ・火山専門家や火山防災エキスパート制度を活用し、意識の啓発を図る。	
12	いる。	地震や風水害に比べて、発災の頻度が低く、噴 火を経験した者も限られていることが要因であ る。	・正しい知識(大規模、中規模噴火の際の被害等)の涵養を図る。 ・火山防災協議会や防災訓練に参加し、関係機関との連携を深めていくことが必要である。	

	火山防災担当者の火山防災意識を向上させる ために、現在、取り組んでいることは何ですか。	か。	防災意識の向上を進めるためには、誰がどの ような取組をする必要があると考えますか。
13	・火山防災協議会のコアとなるメンバーと頻繁に打合せを行うことにより、防災意識を高めている。 ・他の火山防災協議会のメンバーへの情報提供を定期的に行うことで、火山防災の当事者意識付けを図っている。	火山災害は発生する間隔が長く、「自分が防災 担当である間は噴火しない」と思ってしまうこと が問題である。	火山防災協議会が主導で <mark>講演や学習会</mark> などを 開催し、過去の噴火時における課題等について の知識を増やしていくことが必要である。
14	・過去の火山災害について研究を進めている。 (特に、霧島山(新燃岳)に関する噴火の歴史や 災害の研究を行っている) ・火山専門家への意見聴取を行うとともに、関 係者との情報共有を行っている。 ・火山防災協議会を開催し、関係者の防災意識 の向上に努めている。	噴火を経験したことにより、防災担当者の意識 は向上した。噴火以前は、危機意識は低かっ た。	火山防災協議会を開催し、市町村や防災関係 機関の意識向上に努める。
15		40年以上噴火がないため、危機意識が薄れている。	・火山防災訓練や講演会を実施する。 ・火山砂防フォーラム等に参加し、火山防災意 識を高める。
16	・防災担当者のための学習用テキストを作成している。 ・気象台の火山防災官を講師に招き、勉強会を開催している。 ・防災訓練を実施している。	・人事異動で担当者が代わることが問題である。 ・火山噴火を経験したことの無い職員が多く、危機意識が低い。	・国が、火山防災に関する学習テキスト(噴火時の行動マニュアル)を作成し、防災担当者向けの研修を行うことが必要である。
17	顔の見える関係構築に努めている。	噴火警戒レベル導入の際は、防災意識は向上 したが、導入後は、関係機関間での会合も減 り、連携が希薄になってしまった。	・各種検討のための会合を永続的に開催することが必要である。 ・他の火山防災協議会での課題や問題点を情報共有することにより、自らの問題解決につなげることが重要である。

テーマ3B 住民の火山防災意識の向上

<u>フ</u>	<u>ーマ3B 住民の火山防災意識の</u>	7月上	
	住民の火山防災意識を向上させるために、現 在、取り組んでいることは何ですか。	住民の火山防災意識の向上が進まないのに は、どのような要因があると考えますか。	左記の要因を解消し、住民の火山防災意識の 向上を進めるためには、誰がどのような取組を する必要があると考えますか。
1	山との共生を学ぶことが火山防災意識の向上につながる。このことから、現在、ジオツアー(ー般住民向け)を計画中である。	火経験者は生存していない。また、当時の噴火 は水蒸気爆発による山体崩壊で岩なだれ(岩屑	・市町村長が活火山であることを十分に理解し、行政全体で取り組む必要がある。 ・学校教育や地域住民向けの講座等で、活火山であることを継続して伝えていくべきである。
2	防災訓練や住民説明会を実施している。	火山活動に特段の変化がなく、噴火の兆候が みられないことが要因である。	継続的な防災訓練や住民説明会が重要であ る。
3	融雪型火山泥流のハザードマップについて、住 民説明会を開催することにより意識啓発を実施 した。	居住地に影響が及ぶような噴火が近年発生していないことも、要因である。	噴火を想定した防災訓練を実施することが必要である。
4		火山噴火は発生頻度が低く、火山災害のいイメージが湧かないことが要因である。	・防災担当者が対象地域の住民に対し、過去の 噴火災害や他の地域での取組事例を解説する ことが重要である。 ・東日本大震災以降、住民の防災意識が高まっ ており、この機会に意識啓発することが効果的 である。
5	住民向け講座などで意識啓発を行っている。	・火山噴火は発生頻度が低く、火山災害のいイメージが湧かないことが要因である。 ・自治体が積極的な取組をしてこなかったことも 要因である。	関係機関との連携を図りながら、住民向け講座 を行うことにより、自主防災組織・町内会への意 識啓発を図る。
6		400年間噴火していないため、危機意識が薄れている。	まずは、 <mark>防災担当者が知識を付ける</mark> ことが必要してある。
7	・火山防災パネル展を開催している。 ・災害講演会を開催している。 ・火山地域を案内する自然ガイド向けのセミナーを開催している。	発生頻度が低く、噴火経験者が少ないことが要 因である。	火山専門家がインタープリター(自然を解説するガイド等)と協力して、火山の仕組みや災害について防災教育を展開する。
8	・東日本大震災以降、住民等の防災意識の高まりから質問なが多く寄せられる。それらの対応を行うためには、防災担当者が防災意識を向上することが求められる。 ・講演会などにより、住民個々の防災意識は高まってきている。	・火山防災協議会が設置されて間もないため、 住民の防災意識の向上が図れていない。	
9	・講演会、シンポジウム等を実施している。 ・学校への出前授業を実施している。 ・博物館で火山災害に関する展示を実施している。	・発生頻度が低いことが要因である。 ・居住地に影響が及ぶような噴火が近年発生していないことも、要因である。 ・マスコミで報道されることが少ない。	・防災パンフレットの作成・配布を行う。 ・教員や子供たちへの防災教育の実施が重要である。 ・居住環境によって災害の様相は変化し、個々が適切な防災対策を講じることの必要性を、丁寧に説明する。 ・火山専門家等と連携し、身近な景観の中に火山災害の痕跡を見出し、噴火があったことを住民に実感させる。
10		観光地としてのイメージが非常に強く、活火山と して認知されていないことが防災意識向上の妨 げとなっている。	・国において大量降灰による影響の調査・研究を進めた上で、降灰対策の指針を示す。その上で、市町村は具体的な対策を検討し、住民に周知することが必要である。 日本ジオパークの認定を受けたことから、ジオパーク推進協議会において活動を推進する中で、火山防災に関する知識の普及を行っていく。
11	・市の複合施設内に、「火山防災ステーション」があり、展示パネルやビデオ映像、立体模型などで火山防災に関する知識を学ぶことが出来る。 ・市では火山防災マップを配布し、啓発に努めている。	火山噴火に関する情報提供の場がないことが 要因である。	火山に関して勉強する場や防災訓練等の開催 が必要である。

		住民の火山防災意識の向上が進まないのに は、どのような要因があると考えますか。	左記の要因を解消し、住民の火山防災意識の 向上を進めるためには、誰がどのような取組を する必要があると考えますか。
12	・火山防災マップの配布を実施している。 ・火山防災に関する説明会を実施している。 ・専門家による県民向けの火山の防災講話を 実施している。 ・火山防災訓練を実施している。 ・火山防災教材の作成を実施している。	・発生頻度が低いため、火山災害に対する危機 感が生まれにくいという課題がある。	・住民への啓発活動(地元説明会)が必要である。 ・火山防災マップの活用が必要である。 ・火山防災訓練の実施が必要である。 ・過去の災害の教訓や防災の知恵の伝達が必要である。 要である。
13		観光面で風評被害を恐れ、「火山」「噴火」という ワードを隠してしまうという意識がある。	